

令和 6 年度年度防衛監察の結果について（概要）

1 監察の対象項目及び受察機関

- (1) 法令遵守の意識・態勢：12 機関等
- (2) 入札談合防止：7 機関等

2 監察結果の概要

(1) 法令遵守の意識・態勢

不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の解明及びコンプライアンスに関する意識の徹底等に係る措置の実施状況の確認に資する観点から、アンケート調査、現場等の確認、関係書類の検査、関係職員との面談による監察を行ったところ、一部において改善すべき状況が見られたが、監察終了時までには改善され、又は改善に努めていることを確認した。

(2) 入札談合防止

入札談合防止に関する法律等の趣旨に照らして業務が適切に実施されているかという観点から、アンケート調査、現場等の確認、関係書類の検査、関係職員との面談による監察を行ったところ、一部において改善すべき状況が見られたが、監察終了時までには改善され、又は改善に努めていることを確認した。

3 監察の結果に係る改善等

(1) 法令遵守の意識・態勢

ア 以下の推奨される取組が見られた。

- (イ) 秘密保全について、秘密等漏えい防止策として、適格性及び適性評価が確認されていない所属隊員は肩に赤いリボンを着用することにより、容易に判別できるよう工夫していた。
- (ロ) 個人情報保護について、書棚に保管している行政文書ファイルのうち、非常時に持ち出すものに「非常用持出」のシールを表示することにより、的確に対応するための工夫を行っていた。
- (ハ) 各種ハラスメントについて、その未然防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応のため、独自にポスターの作成や1佐以上の幹部自衛官に対する計画的な教育を実施し意識向上を図り、特に、相談を受けた際の対応について知識を修得させていた。
- (ニ) メンタルヘルスについて、メンタルヘルスチェックの結果と超過勤務時間等の数値をまとめ推移を分析し、ある一定の状況を超えた隊員について、業務状況を確認し、対応を含めて定期的に心の健康状態の把握に努めていた。

イ 一部の機関等において以下の指摘を行った。

- (ア) 行政文書管理について、個人的な執務の参考資料の収納場所は、原則として、職員各自の机の周辺に限るものとし、行政文書ファイル等と明確に区分して保管する必要がある。
- (イ) 秘密保全について、秘文書等の保管容器の点検は、保全責任者又はその職務上の上級者が行うことを徹底し、秘密保全に関する事故を防止する必要がある。
- (ウ) 情報保証について、可搬型の電子計算機の盗難防止措置として、ワイヤーによる机等への固定を、適切に実施する必要がある。
- (エ) 個人情報保護について、保有個人情報が記録された媒体に、「個人情報」の標記を適切に表示し、個人情報保護に努める必要がある。
- (オ) 各種ハラスメントについて、通報・相談窓口の連絡先が記載された携行カードを配布するほか、苦情相談を受ける体制を職員に明示するため、最新の相談員を掲示する必要がある。

(2) 入札談合防止

ア 以下の推奨される取組が見られた。

- (ア) 少額随意契約の上限額を独自に引き下げることにより、一般競争入札の拡大を図っていた。
- (イ) 公告等をホームページや庁舎内に掲示するだけでなく、近隣の部隊や商工会議所にも掲示を依頼するなど、競争性拡大に努めていた。
- (ウ) 競争参加資格の条件を緩和したり、入札手続の方法等をまとめた入札参加者募集の案内を作成しその内容をホームページに掲載するなど、新たに入札等に参入する事業者等の開拓のための取組を行っていた。

イ 一部の機関等において以下の指摘を行った。

- (ア) 物品・役務等調達関係チェックシートに誤記や記載漏れがあったので、チェックシートによる点検を形骸化させることなく、実施事項の趣旨をよく理解させる必要がある。
- (イ) 調達関係業務に従事しているものの調達関係職員として管理されていない職員がいたことから、各部署の連携の下、職員個々の業務内容を確認するなどして、調達等関係職員を適切に管理する必要がある。
- (ウ) 業界関係者等との接触場所におけるリスクに応じた情報保全措置が実施されているか再度確認する必要がある。
- (エ) 発注に係る秘密情報の漏えい防止は、発注機関の職員が関与する入札談合の防止に必要不可欠な手段であることを再確認し、秘密情報の管理を厳格に実施する必要がある。
- (オ) 入札談合に関する情報に対して、入札及び契約の公正に係る審査を行う機関が設置されていなかったため審査機関を設置し、的確な対応を行う必要がある。